

相談室だより

3月号

(No. 105号)

平成18年3月1日発行

熊取療育園

地域療育等支援相談室

大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12

TEL: 0724-53-5917

FAX: 0724-52-9151

e-mail: kumatori_room@tea.ocn.ne.jp

障害者自立支援医療

障害者自立支援法が4月1日から施行されることで、国の公費負担医療制度の一部が変わります。変わるのは、①育成医療 ②更生医療 ③精神通院医療 の3つで、これらが「障害者自立支援医療」として統合されるのです。

①から③の対象者はほぼこれまでどおりですが、市町村民税が20万円以上課税されている人は、この制度の対象者にはなりません。一般の医療保険同様、3割の負担をすることになります。ただし、「重度かつ継続」に該当する場合は制度対象者とされ、1割の負担となります。また、負担の上限額は20000円です。その他の対象者の負担上限額は、各世帯区分ごとに次のとおりです。

◎ 市町村民税2万円以上20万円未満

・ 重度かつ継続：10000円

・ 育成医療：40200円

・ その他：1割負担だが上限なし

◎ 市町村民税2万円未満

・ 重度かつ継続：5000円

・ 育成医療：10000円

・ その他：1割負担だが上限なし

◎ 低所得2（非課税で低所得1以外）

：5000円

◎ 低所得1（非課税かつ収入が80万円以下）

：2500円

◎ 生活保護

：0円

なお、サービス利用における「世帯」は、住民票が同一かどうかで判断されますが、障害者自立支援医療においては、住民票に關係なく、同じ医療保険に加入しているかどうかで判断されます。

「重度かつ継続」とは、以下のとおりです。

ア) 1年間に4回以上、高額療養費の対象となる

イ) 器質性障害、精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、てんかん、気分障害、情動及び行動の障害や不安及び不穏障害のため、状態の維持・悪化予防の通院治療を継続的に要する

ウ) 腎機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害

※ イ)は精神通院医療、ウ)は育成医療・更生医療における、「重度かつ継続」の範囲。



堂々とハキハキした態度は、もしかすると誰かを傷つけているかもしれない。優柔不断なのは、どちらも大切にしたいという優しさでもある。長所にうぬぼれてはいけない。短所を卑下することもない。(見学)